

総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則及び総社市立幼稚園入園区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市教育委員会教育長 山 中 榮 輔

総社市教育委員会規則第2号

総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則及び総社市立幼稚園入園区域に関する規則の一部を改正する規則

(総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 総社市立小学校及び中学校通学区域に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係) 総社市立小学校通学区域		別表第1(第2条関係) 総社市立小学校通学区域	
校名	通学区域	校名	通学区域
略		略	
常盤小学校	駅前二丁目, 中央一丁目, 中央五丁目の一部(※), 中央六丁目, <u>駅南一丁目, 駅南二丁目</u> , 中原, 三輪, 溝口(一般国道486号以北を除く。)及び真壁の一部(※)	常盤小学校	駅前二丁目, 中央一丁目, 中央五丁目の一部(※), 中央六丁目, 中原, 三輪, 溝口(一般国道486号以北を除く。)及び真壁の一部(※)
略		略	

(総社市立幼稚園入園区域に関する規則の一部改正)

第2条 総社市立幼稚園入園区域に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別表	別表

改正後	改正前
<p data-bbox="174 220 443 244">幼稚園児入園区域</p> <p data-bbox="174 252 235 276">略</p> <p data-bbox="174 300 347 323">総社南幼稚園</p> <p data-bbox="208 339 1081 435">駅前一丁目，中央一丁目の一部（※），中央二丁目，中央三丁目，中央四丁目，中央五丁目，中央六丁目，総社一丁目，駅前二丁目の一部（※），小寺及び門田（吉備線以北を除く。）並びに真壁の一部（※）</p> <p data-bbox="174 451 235 475">略</p> <p data-bbox="174 499 318 523">常盤幼稚園</p> <p data-bbox="208 531 1081 627">駅前二丁目，中央一丁目の一部（※），駅前一丁目，駅前二丁目の一部（※），溝口（伯備線以東及び県道倉敷総社線以北を除く。），真壁及の一部（※），中原及び三輪</p> <p data-bbox="174 643 235 667">略</p>	<p data-bbox="1146 220 1415 244">幼稚園児入園区域</p> <p data-bbox="1146 252 1207 276">略</p> <p data-bbox="1146 300 1319 323">総社南幼稚園</p> <p data-bbox="1180 339 2054 435">駅前一丁目，中央一丁目の一部（※），中央二丁目，中央三丁目，中央四丁目，中央五丁目，中央六丁目，総社一丁目，小寺及び門田（吉備線以北を除く。）並びに真壁及び三輪の一部（※）</p> <p data-bbox="1146 451 1207 475">略</p> <p data-bbox="1146 499 1290 523">常盤幼稚園</p> <p data-bbox="1180 531 2054 595">駅前二丁目，中央一丁目の一部（※），溝口（伯備線以東及び県道倉敷総社線以北を除く。）並びに真壁及び三輪の一部（※）並びに中原</p> <p data-bbox="1146 643 1207 667">略</p>

附 則

この規則は，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による岡山県南広域都市計画総社駅前地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。